

2022年3月17日

ウズベキスタン入国時の制限の変更について
(新型コロナウイルス関連)

- ウズベキスタンに入国する際の制限が緩和されました。
- 3月16日より、ワクチン接種証明書をお持ちの場合は、事前のPCR検査の陰性証明書が不要となりました。
- ワクチン接種証明書をお持ちでない方は、ウズベキスタン到着時間を基準として72時間以内にPCR検査を受けていただき、陰性証明書を入手することで、ウズベキスタンへの入国ができます。

公開情報及び政府機関から得た情報によりますと、ウズベキスタン入国時の制限が下記の通り変更となりました。

- 1 3月16日より、ワクチン接種証明書をお持ちの場合は、事前のPCR検査の陰性証明書が不要となりました。
- 2 ワクチン証明書が有効と認められる条件は以下のとおりです。
 - ・氏名、生年月日、ワクチン名、ワクチン接種日が記載されていること。
 - ・最低2回の接種が完了していること。
 - ・英語、ロシア語、ウズベク語の内いずれか一つの言語での記載があること。(日本語のみでは不可)
- 3 ワクチン証明書にQRコードがなくても、上記条件を満たしていれば有効となります。
- 4 日本語のみのワクチン接種証明書の場合、上記3言語のうちの一つの言語による翻訳が添付されていれば有効となります(正式な翻訳会社等が作成し印鑑等が押されているもののみ有効。個人が翻訳したものは不可)。
- 5 本件措置に伴い、各航空会社でも搭乗時に必要な書類が変更されると思われませんが、ご自身がお持ちのワクチン接種証明書で搭乗可能かどうか心配な方については、ご利用の航空会社等に直接ご確認下さい。
- 6 ワクチン接種証明書をお持ちでない場合は、ウズベキスタン入国予定時間を基準として72時間以内にPCR検査を受け、陰性証明書を入手・提示することで入国が可能です。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

代表電話：+998-78-120-8060

夜間休日用緊急電話（事件・事故）：+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903